（信用金庫法の一部改正）

第七条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九　会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十三条第六項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十四条第四項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第五項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第八条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するもの

（労働金庫法の一部改正）

第九条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四　会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十八条の二第一項第十一号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八条の二第三項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

（銀行法の一部改正）

第十条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの

（保険業法の一部改正）

第十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十四　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

第百六条第一項第十二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第百六条第七項中「、第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に、「第十項」を「第十一項」に、「以下この条及び」を「次項及び第九項並びに」に改め、「とき」の下に「（第一項第十三号の二に掲げる会社にあっては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第八項中「保険会社の子会社」の下に「（第一項第十三号の二に掲げる会社にあっては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該保険会社の子会社及び第一項第十三号の二に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百七条第一項中「第十二号」の下に「、第十三号の二」を加え、「以下この条」を「次項から第六項まで」に改め、「当該」を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十二条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であって、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第十三条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（一括清算と破産手続等との関係）」を付し、同条中「なされた」を「された」に、「すべて」を「全て」に改め、本則に次の一条を加える。

第四条　更生手続開始の決定がされた者（一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。）の特定金融取引の相手方が、前条の規定により一の債権（以下この条において「一括清算後債権」という。）を有することとなる場合において、当該更生手続開始の決定がされた者と当該相手方との間において更生手続開始の申立て前に締結された担保権の設定を目的とする契約（その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあった場合は、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定してい